特別委員会Q＆A

平成23年度予算審査特別委員会が３月14日、16日の２日間にわたり開催され、一般会計から水道事業会計までの９会計の新年度予算について活発な審議を行いました。

予算審査の過程の中で、各委員から質問のあった事項の一部を要約して掲載します。

質疑の主な内容

【一般会計歳出】

総務費

地デジ対策について

Ⓠ町内の受難地域の箇所と7月スタートの対応はどうなっているか伺う。

Ⓐ受難地域は、古舞地区12世帯と途別地区18世帯である。

古舞地区は難視地区のため、7月の時点では、地上波としての受信は当分の間難しいということで、国費で衛生デジタルで対応せざるを得ないと考えている。途別地区は電波が混信する地区で、高性能アンテナと特別仕様チューナーの組み合わせで対応し、4月に入り工事を行い解消する見込みである。

災害備蓄品の状況について

Ⓠ今回の地震の例を見ても、いつどこで災害が発生するかわからない、災害備蓄品の状況はどうなっているか。

Ⓐアルファ米、山菜おこわ等が５０００食。１・５リッター入りのペットボトルを１０００本、毛布は約２５００枚、あと簡易使い捨て簡易トイレが１２００組、簡易なストーブ19基などを保管している。札内地区、幕別地区、忠類地区、それぞれに一定程度ずつ分散して、素早く迅速な対応ができるような配慮をしている。

保管庫の中の災害備蓄品

衛生費

子宮頸がんワクチンについて

Ⓠ新聞等でワクチン不足の報道がされているが、本町の現状はどうなっているか伺う。

Ⓐ子宮頸がんワクチンについては、7月くらいまで供給不足で、本町においても新規の受付を一時中止している。年度内に1回目を接種しなかった場合に対象とならない高校1年生、中学3年生となるが、そこの部分について今回のこのワクチン不足による1回目の接種ができなかった場合については、高校2年生のときにも接種可能とする通知が出ているので、住民の方に周知をして、安心して接種していただきたいと考えている。

農林業費

外資系資本の民有林購入について

Ⓠニセコ町では水源地も含めて、山林の環境保護のため条例をつくったと聞いているが、本町での状況と、町としてはどのように考えているのか伺う。

Ⓐ本町では事例はないと認識している。個人の財産権に及ぶもので、規制をかけるのは非常に難しいものがある。

森林を買われてしまい、水の供給がうまくいかないだとか、あるいは乱開発がされてしまうという場合も懸念されるので、その辺は国土法の届け出というのを注意深く見ていき、住民の方から情報提供をいただく中で、阻止しなければならないものについては、町としても対応しなければならないというふうに思っている。

H23予算審査

3月14日・16日（2日間）

商工費

商店街活性化店舗開店等支援事業補助金について

Ⓠ開店後うまくいかなく閉店した店がでてきている。事業の条件から補助金返還の義務はないと思うが、希望があればすべて事業にのせていく考え方では、また同じことを繰り返す可能性が高いと思われるが見解を伺う。

Ⓐ空き店舗対策ということで実施しているので、まずシャッターをあけてもらうというところに主眼をおき、そこから商店街としてのにぎわいを再生していくのが望みであり、そこでハードルをなるべく下げて出店しやすいようにということで考えていた。補助金の交付については、3カ月の様子を見てから交付をし、一定の担保をとったつもりであったが、結果的にはすべてが撤退してしまった。

今後は、審査についてどういう見方がいいのか、だれが見るのがいいのかということも含めて、確実性をどれだけ担保できるかということを、検討しなければならないと思っている。

教育費

集団食中毒の対応について

Ⓠ岩見沢市で集団食中毒が発生した。岩見沢市では、保健所からの改善勧告を無視していたのことだが、本町ではどのようになっているか伺う。

Ⓐ岩見沢の報道を受け、当センターとして、早速、職員に対して健康管理、家族も含めて、十分注意するようにと喚起をしたところである。

保健所に指摘されている事項も数点あり、それらについては、21年度、22年度の予算の中で改修を行ってる。例を挙げると、床の破損等があったが、それらについては改修を行っている。

一般会計総括質疑

東日本大震災の支援について

Ⓠ東日本大震災の被害は大変甚大なもので、幕別町としても積極的に支援を行っていく必要があると思うがどうか。

Ⓐ大震災の支援については、道より支援するための準備を行うよう求められている。町が備蓄している備蓄用品からできる拠出数、避難者用として提供できる住宅戸数や、防災危険度判定資格を持った職員数（当町は3名）、要請に応じた出動を求められている。それと、消防本部に職員の派遣要請が来ている。庁内で支援対策会議を開いて支援の準備、方法の検討をしている段階で、後日報告ができると思っている。

大震災へ派遣された職員の活動と現地の様子

【国民健康保険特別会計予算】

国保の医療費一部負担金の減免について

Ⓠ12月定例会において町としての取り扱い基準を検討するとのことだったがどのようになったか伺う。

Ⓐ国の基準をベースにして、管内の他町村の事例を参考にして策定した。

本年の4月1日から適用と考えている。国が示した基準は、大きく3点ある。一つは、その世帯の中に入院療養を受けている方がいること、二つ目は、その世帯の実収入月額が生活保護基準以下であること、三つ目は預貯金が生活保護基準の3倍以下であるということが示されている

町では、まず第1点目の点は、通院も対象にしたいと考えている。第2点は、生活保護基準以下の方と、生活保護基準の1・2倍以内の方も、対象にしたいと考えている。これの助成の仕方は、生活保護基準以下であれば全額免除、生活保護基準を超えて1・2倍以内の方は、2分の1の減額。それと、預貯金は、国と同じ基準で3倍以下であるということ、この点で対応したいと考えている。